

伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之郷地区計画に基づき、快適な生活環境と良質な宅地開発を実施するため、区域内の地区施設の区画道路の整備を行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地造成 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定するものをいう。
- (2) 事業者 宅地の供給を目的とした宅地造成事業を行う者をいう。
- (3) 区画道路 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第1号に規定する地区施設として計画した道路をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 2区画以上の宅地造成の区画を整備する区画道路の整備であること。
- (2) 区画道路の全区間の整備が完了しない場合は、隣接地に接続する区間を整備する道路であること。
- (3) 区画道路は、既存道路に、4.0メートル以上の車道幅員をもって接続すること。
- (4) 区画道路は第5条に定める事前協議のとおり施工し、市に寄附すること。

(対象経費及び補助額)

第4条 事業者が行う区画道路の整備に対する補助金の対象経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助額
前条各号に定める道路整備（有効幅員分に限る。）に要する経費	1平方メートル当たり10,000円

(事前協議)

第5条 事業者は、区画道路の整備に関して、次の各号に掲げる事項について、事前に市長と協議しなければならない。

- (1) 道路構造に関する事項
- (2) 道路管理に関する事項
- (3) 水道に関する事項
- (4) 下水道に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 宅地造成予定箇所の位置図
- (3) 宅地造成及び道路配置予定箇所を確認できる写真
- (4) 法人にあっては、商業・法人登記事項証明書及び組織構成等がわかる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 総事業費の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(変更後の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による変更等の内容を認めるときは、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備支援事業変更決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日から30日以内又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 平面図及び求積図
- (3) 対象経費に係る契約書及び領収書の写し並びにその内訳書
- (4) 道路整備の状況を示す完成図書
- (5) 工事写真及び竣工写真
- (6) 区画道路の土地登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、内容の審査及び現地調査等により適当であると認めるときは補助金の交付額を確定し、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第12条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金支払請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定による取消しは、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条に規定する補助金の交付の決定の取消しを行ったときは、この告示による補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 前項に規定する返還は、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金返還命令書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に補助金の交付決定を受けているものについては、なおその効力を有する。

伊豆市長 様

住所
申請者 氏名
電話



伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付申請書

伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金の交付を受けたいので、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- [1] 事業計画書（様式第2号）
- [2] 宅地造成予定箇所の位置図
- [3] 宅地造成及び道路配置予定箇所を確認できる写真
- [4] 法人にあっては、商業・法人登記事項証明書及び組織構成等がわかる書類
- [5] 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

設計者
電話番号

事業計画書

所在及び地番	伊豆市	
補助対象道路 整備計画概要	区画道路	(舗装延長) m (舗装幅員) m (舗装面積) m (舗装厚) mm (補助対象面積) m ²
	接続道路 ※	(延長) m (幅員) m
補助対象事業費の予定額		円
区画	区画面積	m ²
	区画数	区画
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
販売開始予定年月日		

※ 接続道路とは、区画道路に接続する開発区域外の道路。

様

伊豆市長



伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付の条件

申請時の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書を提出すること。

伊豆市長 様

住所
申請者 氏名
電話



伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知書により決定を受けた事業について、当該決定の内容を変更したいので、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付決定通知年月日番号 年 月 日 第 号
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

設計者
電話番号

様

伊豆市長



伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備支援事業変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった内容の変更については、下記のとおり承認したので、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助金変更交付決定額 円
- 2 変更年月日 年 月 日

伊豆市長 様

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知書により決定を受けた事業について、工事が完了したので、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 補助金交付決定通知年月日番号 年 月 日 第 号
- 3 添付書類
 - [1] 事業実績書（様式第7号）
 - [2] 平面図及び求積図
 - [3] 対象経費に係る契約書及び領収書の写し並びにその内訳書
 - [4] 道路整備の状況を示す完成図書
 - [5] 工事写真及び竣工写真
 - [6] 区画道路の土地登記事項証明書
 - [7] 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

設計者
電話番号

事業実績書

所在及び地番	伊豆市	
補助対象道路 整備計画概要	区画道路	(舗装延長) m (舗装幅員) m (舗装面積) m (舗装厚) mm (補助対象面積) m ²
	接続道路 ※	(延長) m (幅員) m
補助対象事業費の予定額		円
区画	区画面積	m ²
	区画数	区画
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
販売開始予定年月日		

※ 接続道路とは、地区施設道路に接続する開発区域外の道路。

様

伊豆市長



伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

伊豆市長 様

住所
請求者 氏名
電話



伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定通知を受けた伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

振込金融機関	銀行 金庫 農協	支店 支所
預金の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は補助金申請者及び請求者と同一人としてください。

様

伊豆市長



伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対し、審査請求をすることができます。

様

伊豆市長



伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金返還命令書

伊豆市牧之郷地区計画地区施設整備補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 交付決定（確定）年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 6 補助年度 年度
- 7 補助金の交付決定（確定）額 円